

# 三豊市観音寺市学校組合立三豊中学校 いじめ防止基本方針

平成25年11月 1日策定  
平成29年 9月 1日改定

## 1 いじめの定義といじめ防止に関する基本認識

### (1) いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめ防止に関する基本認識

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。すなわち、どの生徒にも起こりうる問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、関係機関等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### (3) いじめ防止に関する基本方針

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見・早期解決のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの防止等のための校内組織を整備するとともに、関係機関と連携を図る。
- ⑤ 保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるように、学校のホームページに掲載するなどの措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に生徒・保護者、関係機関等に説明する。

## 2 いじめの未然防止のための取組

### (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

#### ① 人権集会の実施

生徒会主催の人権集会を実施する。一部の生徒だけが参加するのではなく、事前に全ての学級で、いじめ防止のために自分たちが取り組めることを話し合い、学級宣言を採択し、集会で発表する形式をとる。

#### ② あいさつ運動の実施

生徒会の呼びかけにより、学級単位・部活動単位等であいさつ運動を実施する。朝のスタートをお互い心地よいものにするるとともに、友人を思いやる心の醸成を図る。

#### ③ 教師集団の取組

「生徒がいるところに教師がいる」ことを実践し、生徒と触れあう時間を確保するとともに、いじめの防止等のために、生徒の日常の言動に留意する。また、専門家を招聘するなどして、教職員の研修を充実させる。

### (2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動

#### ① 分かる授業の徹底

板書の工夫、ノート指導、市版ドリル等を活用した基礎基本の定着等、生徒の学力を向上させ、一人一人の進路に関する自己実現を図る。

#### ② 「人権・道徳の日」の設定

毎月1回、「人権・道徳の日」を設定し、人権エクササイズを行う。ここでは、グループで協力して活動するものや、ソーシャルスキルを身につけさせるものを行う。さらに、ふりかえりの時間を設定し、集団づくりにつなげる。

また、計画的に道徳の授業を実践するとともに、内容を充実させることで、生徒一人一人の

心情面の成長を図る。

③ 「Listen to Heart (心の声を聴こう)」の取組

毎月1回、友人の良さを文章にして級友に紹介する。紹介されることに喜びを感じさせ、自尊感情を育ませる。

④ 特に配慮が必要な生徒に対する対応

日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

### 3 いじめの早期発見・早期解決のための取組

#### (1) 「生徒がいるところに教師がいる」という基本姿勢

休み時間や昼休み、清掃活動、部活動等、生徒が活動する場に教師が必ずいて、ともに汗を流しながら生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、いじめの芽を見逃さない鋭い感覚を全ての教職員が身につける。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、生徒が示す変化を見逃さないようにし、積極的にいじめを認知するよう努める。また、「ラポールタイム」等を活用し、生徒の悩みに寄り添うことに努める。

#### (2) 定期的なアンケート調査

毎月の生活調査(記名式)、学期1回のいじめ調査(無記名)等により、生徒の悩みや問題を把握し、いじめの早期発見・早期解決につなげる。

#### (3) 早期解決のための対応

① いじめ問題を把握したときには、学級担任等の一部の教師が抱え込むのではなく、校長以下全教職員で対応を協議し、一丸となって組織的に対応する。また、各教職員は、その対応方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

② いじめられている生徒の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で、行為の善悪を理解させたり、反省、謝罪させたりする指導を行う。

③ 傍観者の立場にいる生徒にも、いじめていることと同じ行為であることを指導する。

④ 家庭との連携を一層緊密にする。特に、いじめられている生徒の保護者には、学校が得ている情報の提供や解決に向けての対応等の説明をし、理解を得ながら、いじめている側の生徒・保護者への指導を行う。

⑤ 「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察するよう努める。

### 4 いじめ防止等のための校内組織

#### (1) 職員会議

月1回、全教職員が参加しての会議の中で、生徒指導に関する情報交換を行い、共通理解の上、当該生徒の指導にあたる。

#### (2) 生徒指導委員会

週1回、校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当(男女各1名)が参加して生徒指導に関する情報交換を行う。この場での協議をもとに、全教職員への徹底を図る。

#### (3) いじめ対策委員会

いじめ問題に関する対応を実効的にするため、(2)生徒指導委員会のメンバーに、当該生徒の学年主任及び学級担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーを加えて「いじめ対策委員会」を設置する。そして、必要に応じて委員会を開催する。

#### (4) 関係機関との連携

いじめ問題を把握した時点で、学校組合教育委員会へ報告する。また、悪質な場合は、三豊警察署・観音寺警察署に相談し、連携しながら関係生徒への指導を行う。また、PTA会長へ報告し、協力を求める。

### 5 学校評価における検証改善

いじめ問題が発覚したときには、その事実を隠蔽することなく、早急な実態把握と迅速かつ適切な対応を行うために、次の2点を学校評価項目に加え、取組を評価することで、常に改善を図る。

- ・ いじめの未然防止に関する取組に関すること
- ・ いじめの早期発見に関する取組に関すること